

財形期日指定定期預金規定

1. <預金契約の成立>

当金庫は、お客さまからこの預金の取引に係る当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。

2. <預入れの方法等>

(1) この預金の預入れは、1口1,000円以上とし、年1回以上定期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。

(2) この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。

(3) この預金については、通帳の発行にかえ、預入れの残高を6ヶ月に1回以上通知します。

3. <預金の種類・自動継続等>

(1) この預金は、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする一口ごとの期日指定定期預金として預入れるものとします。

(2) この預金(第8条による一部解約後の残りの預金を含みます。)は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。

(3) 第2項の継続にあたり、最長預入期限を同一日とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて一口の期日指定定期預金に自動的に継続します。

(4) 継続された預金についても第2項および第3項と同様とします。

(5) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を当店に申出てください。

4. <預金の支払時期等>

(1) この預金は、継続停止の申出があったとき、次に定める満期日以降に支払います。

(2) 満期日は、据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。

(3) 満期日は、第2項に準じて、預金残高の全部または一部に相当する金額について指定することができます。

(4) 第2項または第3項による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。

(5) 第2項または第3項により定められた満期日以降に解約されないまま1か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、同項による満期日の指定はなかったものとし、引続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

5. 〈利息〉

(1) この預金の利息は、次のとおり計算します。

① 預入金額ごとにその預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数について、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率を用いて、1年複利の方法で計算します。

ア. 1年以上2年未満・・・当金庫所定の「2年未満」の利率

イ. 2年以上・・・・・・当金庫所定の「2年以上」の利率

② 第1号の利率は、当金庫所定の日に変更します。この場合、新利率は変更日以後に預入れられる金額についてその預入日（すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

(2) この預金の全部または一部について満期日を指定した場合の第1項の利息（継続を停止した場合の利息を含みます。）は満期日以後にこの預金とともに支払います。この場合の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 当金庫がお客さまからの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、満期日前にこの預金を解約する場合および第8条第6項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。預入金額ごとの預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。）によって1年複利の方法により計算します。

① 6か月未満	解約日の普通預金利率
② 6か月以上1年未満	預入時の2年以上の利率×40%
③ 1年以上1年6か月未満	預入時の2年以上の利率×50%
④ 1年6か月以上2年未満	預入時の2年以上の利率×60%
⑤ 2年以上2年6か月未満	預入時の2年以上の利率×70%
⑥ 2年6か月以上3年未満	預入時の2年以上の利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6. <反社会的勢力との取引謝絶>

この預金口座は、第8条第6項第1号、第2号アからカおよび第3号アからオいづれにも該当しない場合に利用することができ、第8条第6項第1号、第2号アからカまたは第3号アからオの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の

開設をお断りするものとします。

7. <取引の制限等>

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容を適切に把握するため、預金者に対し提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限することがあります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、適法な在留資格および在留期間その他必要な事項を、当金庫の指定する方法によって届出てください。届出のあった在留期間が経過した場合には、当金庫は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 第1項の各種確認や資料提出の求めに対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触、公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると判断した場合には、当金庫は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限することがあります。
- (4) 第1項から第3項までの定めにより取引が制限された場合であっても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与または経済制裁関係法令等へ抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認めた場合は、当金庫は当該取引の制限を解除します。

8. <預金の解約、書替継続>

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この「財産形成期日指定定期預金契約の証」（以下「契約の証」といいます。）とともに当店へ提出してください。
- (3) この預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡の事実を知り得た後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。）による払戻し請求でなければ払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。
- (4) この預金は、預金残高の合計額の一部に相当する金額を1万円以上千円単位の金額で払戻請求することができます。
- (5) 一部支払（金額指定）は、1口ごとの元金累計額が払戻請求金額に達するまで、預入日から支払日までの日数が多いものからいたします。なお、一部支払（金額指定）については、実際の払戻額が請求金額より少額となる場合があります。

(6) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

ア. 暴力団

イ. 暴力団員

ウ. 暴力団準構成員

エ. 暴力団関係企業

オ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊暴力集団等

カ. その他アからオに準ずる者

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

ア. 暴力的な要求行為

イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

エ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

オ. その他アからエに準ずる行為

④ この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人によらずに開設されたことが明らかになった場合

⑤ この預金の預金者が第12条第1項に違反した場合

⑥ この預金がマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはその恐れがあると合理的に認められる場合

⑦ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

⑧ 第7条第1項から第3項に定める取引の制限等が1年以上に亘って解消されない場合

⑨ 法令で定める本人確認等における確認事項、または第7条第1項および第2項にもとづき、預金者の回答または届出が偽りであることが判明した場合

9. 〈届出事項の変更、契約の証の再発行等〉

(1) この契約の証や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) この契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

10. <成年後見人等の届出>

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、第1項および第2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

(4) 第1項から第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

(5) 第1項から第4項の届出の前に、当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消しを主張できません。

11. <印鑑照合>

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めた場合のほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有すると信ずるに足る特段の事情がある場合など、当金庫が過失なく行った払戻しは有効とします。

12. <譲渡、質入れの禁止>

(1) この預金は、当金庫の承諾なしに譲渡、質入れはできません。

(2) 当金庫がやむを得ないと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

13. <保険事故発生時における預金者からの相殺>

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、その預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保とするため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 第1項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充

当の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約の証とともに直ちに当金庫に提出してください。ただし、その預金で担保されている債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 第1号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① その預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

14. 〈規定の変更〉

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化、その他適切な事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

(2) 第1項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を店頭表示および当金庫ホームページへの掲載またはその他適切な方法で公表することにより、周知します。

(3) 第1項および第2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の適切な期間を経過した日から適用するものとします。

以上
令和2年4月1日